

事務連絡

令和5年3月31日

公益社団法人全国老人保健施設協会
会員各位

公益社団法人 日本社会福祉士会

令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」のご報告について(お礼)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、本会の事業につきましては日頃より格別のご支援とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会のご理解とご協力を得て令和4年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」において、社会福祉士を有する支援相談員の有効性を明らかにすることができました。

つきましては、その成果をまとめましたので、ご報告させていただきます。

今後も引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の一層のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

敬 具

記

送付内容：

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業概要版 1部

【本件に関するお問い合わせ先】

公益社団法人 日本社会福祉士会 (担当：縄田)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543 E-Mail:nawata@jacsw.or.jp

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業【概要版】

公益社団法人 日本社会福祉士会

1. 介護老人保健施設に対する調査（量的調査）

- ① 調査対象 3,567施設（全国老人保健施設協会会員施設） 管理者又はそれに準じる職にある方（1施設1回答）
- ① 実施方法 郵送による書面調査し、（回答はインターネット）
- ② 調査時期 令和5年1月～2月
- ③ 回収状況 回答数 1,065票 回答率（29.86 %）

2. フォーカス・グループ・インタビュー調査（FGI）

- ① 調査対象 介護老人保健施設の支援相談員（全国老人保健施設協会会員施設への予備調査より選定）、介護老人福祉施設の生活相談員（全国老人福祉施設協議会による推薦者）
- ① 実施方法 オンラインによるフォーカス・グループ・インタビュー調査
- ② 調査時期 令和4年10月～令和5年2月
介護老人保健施設FGI 全6回 計34名
介護老人福祉施設FGI 全1回 計 6名

3. ヒアリング調査（先駆的取組事例収集）

- ① 調査対象 FGI調査協力者より、介護老人保健施設の支援相談員5名、介護老人福祉施設の生活相談員1名を選定
- ① 実施方法 オンラインによるヒアリング調査
- ② 調査時期 令和5年2月

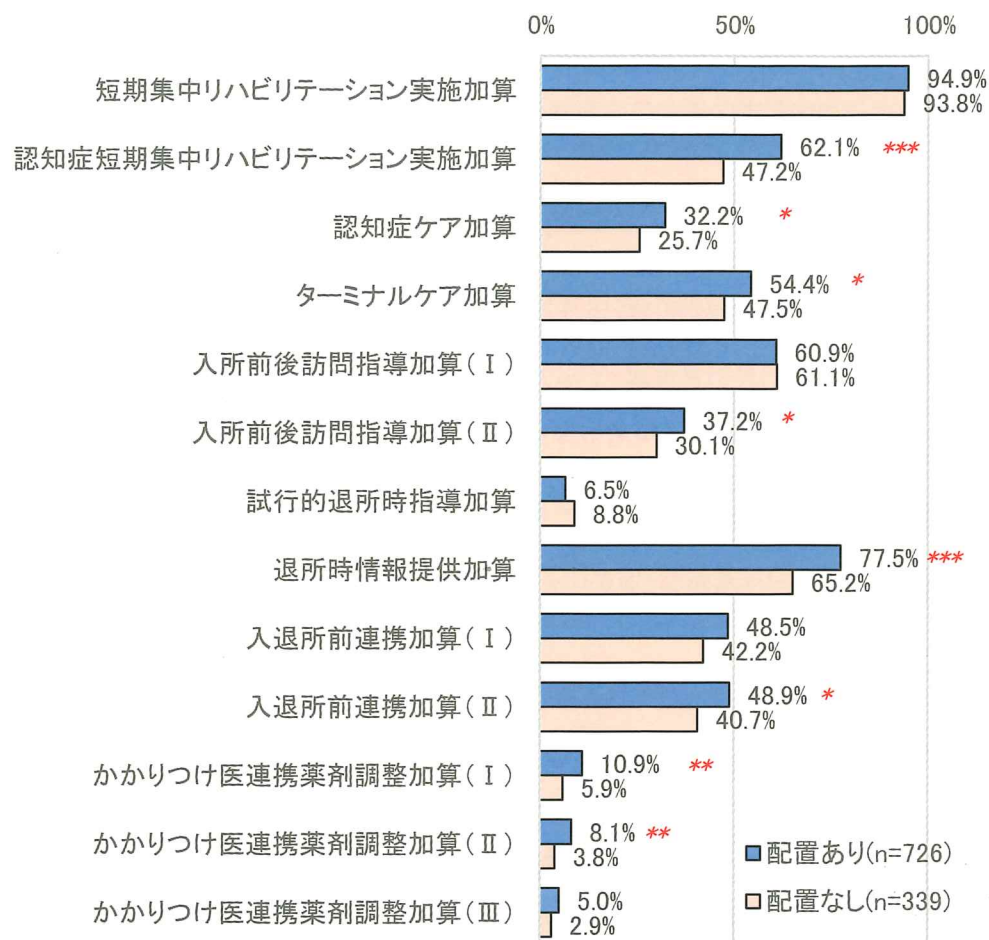
介護老人保健施設に対する調査（量的調査）

1. 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、在宅復帰・在宅療養支援機能指標のうち、「**在宅復帰率**」「**ベッド回転率**」「**喀痰吸引の実施を要する入所者割合**」の指標で統計的な有意差が確認された。
 - 社会福祉士の配置によって介護老人保健施設の機能をより良く発揮することを定量的に示している。
 - 社会福祉士の支援相談員が配置された当該施設の平均入所日数が、未配置に比べて短い傾向がみられていることから裏付ける結果となった。
2. 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、支援相談員の業務に関連する加算のうち、「**入所前後訪問指導加算(Ⅱ)**」「**退所時情報提供加算**」「**入退所前連携加算**」「**かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)**」の算定で統計的な有意差が確認された。
 - 社会福祉士の配置によって居宅介護支援事業者等との密接な連携が推進されていることが定量的に示された。
3. 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、支援相談員の取組のうち、「**施設内の他の専門職との連絡調整**」「**退所前後訪問**」「**地域住民や民生委員等との関わり**」「**地域貢献活動業務**」「**利用者の家族への支援等**」の取組において統計的な有意差が確認された。
 - さらに、社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、全14項目に取り組んでいる割合が未配置施設に比べ高く、統計的に有意差も確認された。

加算 令和4年7月請求分

【分析手法】 データが名義尺度（回答選択肢「1.ある」「2.ない」等）の場合、社会福祉士の支援相談員配置の有無によって回答割合に差があるかどうかを確認するため、 χ^2 検定を実施した。

【分析結果】 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、未配置施設と比べて加算の算定割合が高い項目が複数確認できた。



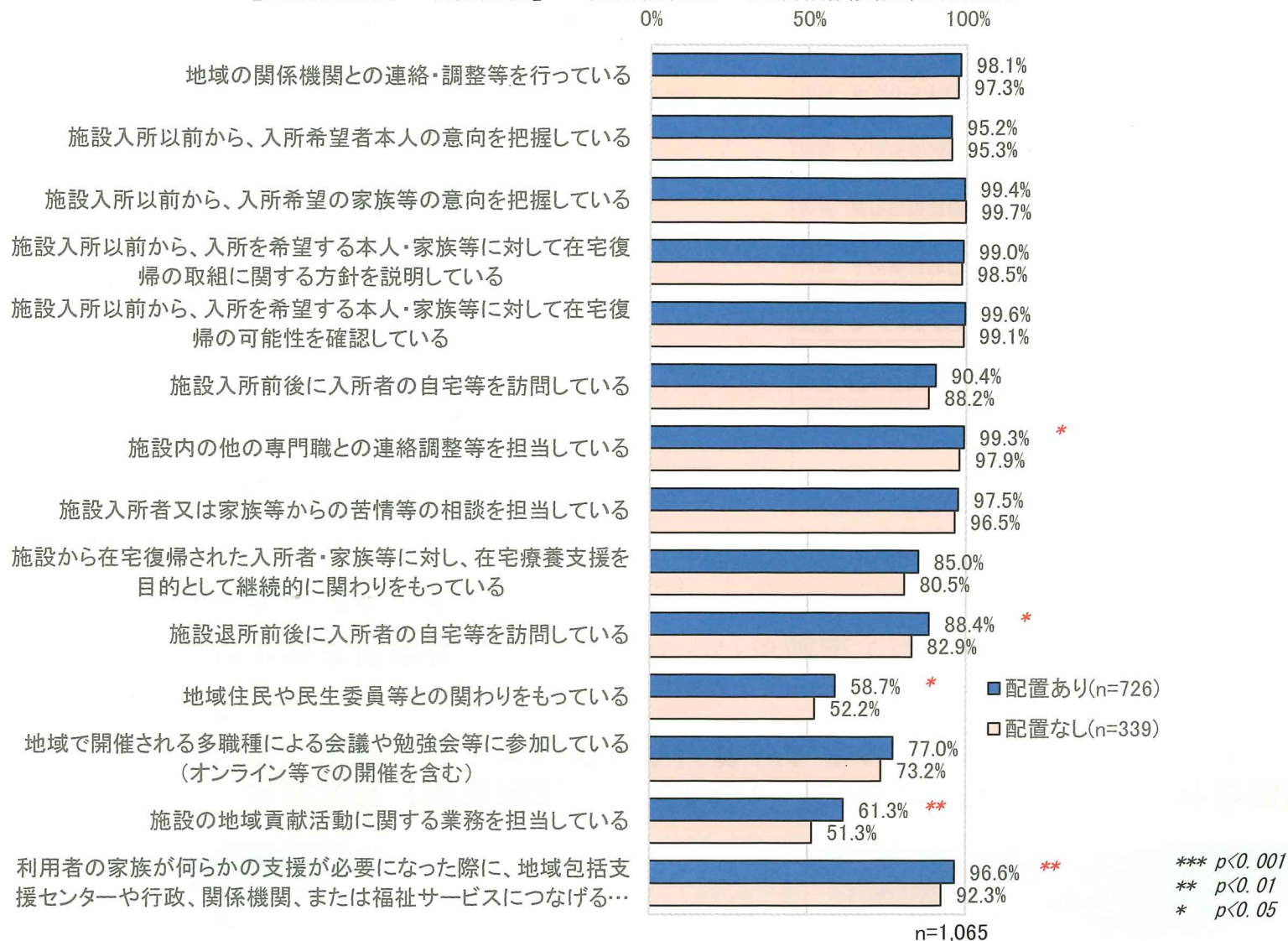
加算項目	社会福祉士有無		
	χ^2 値	自由度	漸近有意確率(両側)
加算 短期集中リハビリテーション実施加算	0.541	1	0.462
加算 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	21.044	1	0.000 ***
加算 認知症ケア加算	4.734	1	0.030 *
加算 ターミナルケア加算	4.429	1	0.035 *
加算 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	0.003	1	0.955
加算 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	5.128	1	0.024 *
加算 試行的退所時指導加算	1.945	1	0.163
加算 退所時情報提供加算	18.166	1	0.000 ***
加算 入退所前連携加算(Ⅰ)	3.689	1	0.055
加算 入退所前連携加算(Ⅱ)	6.235	1	0.013 *
加算 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	6.802	1	0.009 **
加算 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	6.753	1	0.009 **
加算 かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	2.257	1	0.133

*** $p < 0.001$
 ** $p < 0.01$
 * $p < 0.05$

2. 支援相談員の取組

【分析結果】 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、「施設内の他の専門職との連絡調整」「退所前後訪問」「地域住民や民生委員等との関わり」「地域貢献活動業務」「利用者の家族への支援等」の取組割合が有意に高くなっていた。

【支援相談員の取組割合】 社会福祉士の支援相談員配置有無別



地域・関係機関に対する働きかけ

【居宅ケアマネジャーや医療機関とのつながり】

- ✓ リハビリや自宅での生活を望む方のために病院の相談員、居宅ケアマネジャーに施設の取組(リハビリ)を知ってもらうための体験会を実施する。
- ✓ 地域との顔の見える関係づくりのため、居宅のケアマネジャーへの挨拶周りをする中で、介護保険制度や医療制度の改正等の周知を行う。
- ✓ 入所前の連携だけではなく、退所後も利用者の様子を確認できるよう、居宅のケアマネジャーや病院のソーシャルワーカーとはこまめに連携をとっている。
- ✓ 併設する精神病院に対し、高齢者施設として身体拘束は絶対にできないという理解を進めるために意見交換を行い、また身体拘束を防ぐ道具等を紹介するなど、意識改革を行った。

【行政とのつながり】

- ✓ 虐待対応など、行政と役割の明確化を図り、利用者を第一に考えて困難ケースに関わる。

【地域とのつながり(地域貢献)】

- ✓ 地域の施設や事業所が集まる協議会を立ち上げ、議題に挙げられた課題、例えば買い物に行けない地域の方のために各施設で巡回バスを出したり、健康体操にリハビリ職員を派遣するなどしている。

利用者・家族に対する働きかけ

入所前(インテーク)

【利用者・家族への確認(入所理由、在宅復帰への意思、在宅復帰への不安等)】

- ✓ 何のために入所したのかわからなくなってしまうことをさけるため、なぜ当施設への入所を希望するのか、詳しく確認する。

【利用者・家族への説明(介護老人保健施設とはなにか、在宅復帰に向けたスケジュール、在宅復帰に向けた支援内容、在宅復帰後の支援内容、利用者の予後予測等)】

- ✓ ご家族は介護保険の制度を知らないことが多く、ただ大変という思いが強いため、支援の内容など丁寧に説明する。

【利用者の今後の生活のビジョン(目標設定)とその共有】

- ✓ 期間も含め、在宅に戻って生活をする、イメージを持ってもらう。

入所中

【利用者と家族をつなぐ、利用者・家族の想いを代弁する】

- ✓ 利用者が家族に言えないことの代弁、また家族が利用者と言えないことの代弁をしている。
- ✓ 利用者と家族の時間を大切にするため、面会に関するルールを作った。
- ✓ 施設内の行事の際の利用者の写真にコメントを付けて家族に送り、利用者の様子を家族に伝えている。

退所

【在宅療養支援】

- ✓ リピート利用やショートステイの組み合わせで仕事と介護の両立を実現する。
- ✓ 退所後すぐに訪問し、介護方法についてご家族に指導する。
- ✓ 自宅で看取りたい、という希望があり、在宅看護の指導を行った。

施設・職員に対する働きかけ

【職員と利用者をつなげる】

- ✓ 利用者の在宅復帰に向けた目標の共有をし、判定会議の中で目標に向けた生活支援の介助量の提案を行う。
- ✓ 利用者を取り巻く環境や生活史を大切に、現場の職員にも共有することで利用者の尊厳を意識した接し方に変わる。
- ✓ 入退所前後訪問や退所訪問など、介護を担当していた職員が自宅に出向いて環境を見ることで、在宅復帰後の支援についての理解が進んだ。

【職員と家族をつなげる】

- ✓ 家族との会話を苦手とする職員の間立ち、家族に利用者の状況を伝えられる機会を作る。
- ✓ 退所に関する家族が抱える不安を一つ一つ確認し、相談員一人だけが抱えるのではなく、各専門職につき専門的な助言が得られるよう、コーディネーターの役割に努める。

【職員と職員をつなげる】

- ✓ 各職種の職員それぞれに立場や思いがあり、定例で話し合いの場を設けることで、思いの共有をしている。
- ✓ 社会福祉士として職員と経営陣、職員同士も含めパイプ役として橋渡しをしている。

介護老人福祉施設・生活相談員 フォーカス・グループ・インタビュー結果概要

生活相談員の役割 ⇒ 利用者や家族、職員、関係機関、地域住民等からの相談、調整業務のほかベッドコントロール等も担当

- ✓ 利用者だけでなく、職員や施設内外の研修を含めた様々な調整業務があり、全体的なことを総合的に調整する役割。
- ✓ 利用者の健康管理と職員との連携、家族との関わり、ベッドコントロール、各種会議の準備、外国人労働者へのサポート等。
- ✓ 施設入居者やデイサービス利用者、家族等からの相談のほか、入居待機者の相談や介護保険未申請の高齢者の相談窓口も実施。その他、職員からの相談、ボランティアや病院や行政、法律事務所等との連絡調整、地域貢献事業の窓口、生活支援サポーターの養成、実習生や外国人労働者の受け入れ、稼働率管理など業務は多様。

社会福祉士として意識していること、取り組んでいること ⇒ 傾聴、代弁、資源開拓、環境・地域への働きかけ

- ✓ 利用者、家族、職員から相談を受ける中で、相手の立場に立つ。初対面の人にも話してもらえようとする傾聴の姿勢。
- ✓ その人が望む生き方を実現するための社会資源を探し、現場職員との接点とする。
- ✓ 入居者だけでなく、その人を取り巻く環境、家族関係も含めて広い視野を持つようにしている。
- ✓ 入居者や家族の気持ちを、日々代弁できているか(代弁機能)。コミュニティにどれだけ出て行けるか、コミュニティからどれだけ信用してもらえるか。社会福祉士として、施設の中だけでなく、施設のある地域が良くなるための活動を心がけている。

緊急対応、高齢者や家族の生活課題等への対応 ⇒ 状況に応じて各種制度の活用を検討

- ✓ 緊急対応が必要な時に満床であれば、市町村において措置入所扱いにしてもらえるよう話し合う。また、経済的虐待によって施設入所が難しい状況であれば成年後見制度の申立を行うが、申立て費用も発生するため市町村長申立の可否を市町村に相談に行くこともある。
- ✓ 経済的に困窮している場合には、生活保護の橋渡し、申請書を取りに行ったり相談への同行も行う。
- ✓ 低所得で在宅生活が困難な方の場合、従来型施設では待機者が多いため直ちに入居できない。そのため、その間だけ生活保護の申請をしたり、社福減免をして入所してもらうように調整を行う。

地域との関わり ⇒ 地域とのつながりを継続した支援、アウトリーチ

- ✓ 施設行事に家族や地域の方に来てもらい、その中に利用者が入ることで地域や家族とつながっていることを感じてもらう。
- ✓ ユニットケアは暮らしの継続に重きが置かれており、地域とのつながり、入所前生活の継続を意識して支援を行っている。
- ✓ 自立高齢者向けサロンにおいて個別相談を受ける時間を設けたり、地域の公民館での集まり(体操教室、カフェ等)に定期的に参加して話を聞いている。その中で気になる人がいれば、自宅を訪問して情報収集を行っている。
- ✓ 過去に施設訪問で来てくれた小学生達が実習生として戻ってくるケースもある。長年、地域の中でお世話になっている良さが出ている。

看取りケア ⇒ 医師と家族をつなぐ、家族の思いに寄り添う、資源を開拓する

- ✓ ほとんどの家族は看取りを希望する。看取りケアに入るときは、生活相談員と看護師が医師に話を聞き、その後、家族に指針の説明を行う。医師の話が理解できないなどフォローが必要な時には、生活相談員が時間を掛けて説明して看取りケアに入ることもある。
- ✓ 看取りケアには積極的に取り組んでおり、指針整備や研修も行っている。相談員としては、治療を受ければ元気になるのではないかと、家族の揺れる気持ちが揺れ尽すまで付き合い、必要があれば助言するよう心がけている。
- ✓ 家族の意向に添える協力医療機関を探すため、複数の医療機関と交渉し、2年程度かけて現在の協力医療機関を探した。
- ✓ 看取りという人生の最期の場面を、相談員や介護職がお世話できることは介護職冥利に尽きる。きめ細やかな報告・連絡・相談が大事になるが、その中心には相談員と医師、看護師の連携が必要になる。

介護老人保健施設

1. 入所前からの利用目的の明確化が在宅復帰支援の機能を発揮しやすくし、関係機関からの評価が利用者の紹介につながる

入所前からの利用理由の明確化が老人保健施設の機能を発揮しやすくする。また、関係機関からの評価も固まっていくことで利用者の紹介、在宅復帰支援機能に見合った利用者の紹介という好循環が生まれる。

2. 丁寧なインテーク面接が信頼関係を構築する

丁寧なインテーク面接を行うことが、信頼関係を構築し、利用者・家族が施設機能を適切に活用することを支援することができる。

3. 家族の在宅復帰への気持ちを強めていくように支援する

支援相談員は、在宅復帰の実質的な鍵を握る家族の気持ちに着目し、在宅復帰の気持ちを強めるように働きかけることで、在宅復帰を支援していく。

4. 退所前・後訪問指導を活用してきめ細かい支援を行う

入所前訪問指導や退所後訪問指導において、利用者の課題に関わるスタッフと同行することで、在宅復帰支援をきめ細かく行っていく。また、こうした取組は、施設内の専門職が退所後の利用者の生活を意識してそれぞれの支援を行うことを促進する。

5. 人生会議を活用した意向の確認から、納得して質の高いターミナルケアを提供する

利用者・家族のターミナル期の意向を「私の人生会議」という書き込み式のパンフレットを活用して確認するとともに、主治医からの再度の説明を調整する、記録としてケアチームに活用する等、利用者・家族が納得して質の高いターミナルケアを受けられるように支援する。

6. 在宅復帰に向けて家族の気持ちを高めていく働きかけ

在宅復帰支援の鍵を握る家族に対して、本人の思いを代弁するとともに、家族が不安や逡巡している気持ちを探り、不安の緩和・解消のための提案をしていくことで在宅復帰に対する家族の気持ちを高めていく。

7. 介護老人保健施設の周知・関係づくりによって促進される利用者の紹介

施設のサービス内容や機能を医療機関のソーシャルワーカーや介護支援専門員に理解してもらうためにモニター会を企画・実施している。その結果、介護老人保健施設のサービスや機能を最も必要とする人の紹介が促進されるようになった。

介護老人福祉施設

8. 看取りケアに取り組む環境づくり

看取り期の意向を語りやすいように、いつでも変更できると伝えながら、寄り添っておく。また、看取りケアがしっかりとできるような体制の構築を図っている。

1. 社会福祉士の支援相談員（介護老人保健施設）

在宅療養支援、在宅療養支援、多職種連携、地域づくり等の役割を果たすことにより、介護老人保健施設の機能と役割である在宅復帰支援と在宅療養支援をより良く発揮することに貢献しており、介護老人保健施設における社会福祉士の配置の有効性が明らかになった。

2. 社会福祉士の生活相談員（介護老人福祉施設）

入所相談、利用者と家族との関係づくり、稼働率の維持又は向上、施設内外の調整業務や総合調整、地域との関り等の多くの役割を発揮している。

特に、看取りケアにおいては、看取りケア体制の構築が図るとともに、家族の気持ちに寄り添い、揺れ動く気持ちをしっかりと受け止めるなど、看取り期におけるケアの質を高める役割を果たしていた。